

(案)

砂川市教育大綱

～いきいきと学び 豊かな心を育むまち～

平成 27 年 10 月

砂川市

1. 策定の趣旨と内容

- この「大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定するものです。
- 「大綱」では、本市の教育、学術及び文化等の振興に関する基本的な目標及び施策を定めます。

2. 策定にあたっての考え方

砂川市第6期総合計画における施策の体系のうち、教育・文化・スポーツに関する方向性を基礎に策定します。

3. 大綱の計画期間

この大綱の計画期間は、砂川市第6期総合計画との整合性を図るため、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。

〈基本理念〉

いきいきと学び 豊かな心を育むまち

子どもたちを、学校、家庭、地域の連携により、明るく、仲良く、たくましく学びながら成長するよう、育んでいくとともに、誰もが生涯にわたって自主的・主体的に学びながら、創造性を高めていけるよう、学習環境や機会の充実を図ります。

また、郷土愛を深めるため、歴史や文化の伝承を進めるとともに、市民の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を通して新しい出会いや価値観を高め、ともに学び、豊かな心が広がるまちをめざします。

〈基本目標〉

I 「子どもたちの生きる力を育み、可能性を伸ばすまちづくり」

子どもたちが、新しい時代をたくましく生きていくために、確かな学力や豊かな人間性と心身の健やかな成長を育む教育が充実したまちを目指します。

II 「一人ひとりが自ら学び、人生を豊かにするまちづくり」

一人ひとりが生涯にわたって自主的・主体的に学習できる環境を充実し、学びの成果を家庭や地域に生かすことができるまちを目指します。

III 「青少年の健全育成を進めるまちづくり」

学校、家庭、地域が連携して青少年とふれあうとともに、地域社会における安全確保や問題行動の解消に努め、青少年を健全に育成していくまちを目指します。

IV 「スポーツ・レクリエーションに親しめるまちづくり」

年齢や体力、技術に応じたスポーツ・レクリエーション活動の機会や場を充実させ、市民の誰もが気軽に運動を楽しみ、心身ともに健康に過ごせるまちを目指します。

V 「豊かな心とふるさと意識を育むまちづくり」

市民が心豊かでうるおいに満ちた生活を送ることができるよう、芸術文化活動や鑑賞機会の充実を図り、新たな地域文化の創造を促すとともに、まちの個性や魅力でもある貴重な文化財や郷土資料の保存、継承等に努め、市民のふるさと意識が芽生えるまちを目指します。

I 「子どもたちの生きる力を育み、可能性を伸ばすまちづくり」

①教育環境整備の推進

老朽化した学校施設の修繕・改修や学習指導要領に沿った設備・教材等の整備を図り、児童・生徒が安全で安心して学習できる快適な教育環境づくりを進めます。

②就学の支援

幼稚園への就園を支援し、小学校へのスムーズな就学を図るとともに、就学後も義務教育を円滑に受けることができるよう、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して必要な支援を行います。

③確かな学力を育む教育の推進

児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力を育成します。

④豊かな心を育む教育の推進

学校における道徳教育の充実を図るとともに、いじめや不登校等の未然防止や早期発見・早期対応を図るための連携体制や相談機能の充実を図ります。

⑤健やかな体の育成

運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食習慣など、健康的な生活習慣を形成することで、子どもたちの心身の調和的発達を図ります。また、学校給食においては、地元農産物を利用した安心・安全な給食の提供に努めます。

⑥信頼される学校づくりの推進

学校、家庭、地域住民が連携しながら、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めるとともに、教職員の資質や能力及び専門性を高めることにより、信頼される学校づくりを進めます。また、砂川高校との連携を図り、単位制としての特色などの情報発信に努めます。

⑦特別支援教育の推進

支援が必要な児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して可能性を伸ばし、社会の中でたくましく生きる児童生徒を育成します。

Ⅱ 「一人ひとりが自ら学び、人生を豊かにするまちづくり」

①生涯学習の充実

年齢や学習ニーズに応じた学習機会を充実させるとともに、人材の育成・確保などによる活動の体制づくりや情報提供を進め、市民の誰もが自ら学習できるよう支援します。

②読書活動の普及促進

学校、家庭、地域、行政が緊密に連携し、読書に親しむ環境の整備を進めるとともに、効果的・計画的に読書活動の機会を提供し、図書館や学校等において自主的に読書活動を行うことができるように努めます。

③社会教育施設における学習活動の推進

公民館や図書館の施設機能を十分活かし、地域の課題や社会的な課題、多様な教養などを、誰もが学習できる機会を提供することにより、市民一人ひとりが主体的に学び合える環境を創出します。

Ⅲ 「青少年の健全育成を進めるまちづくり」

①家庭教育の推進

保護者が家庭教育の重要性を認識し、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を促すことができるよう、学習機会の充実や情報提供を進めます。

②地域で支える青少年健全育成活動の充実

学校、家庭、地域住民等がお互いに連携・協力し合い、子どもたちの安全・安心な居場所づくりや地域で子どもを見守り育てる環境づくりを進めるとともに、学生のボランティア活動への参加を促進するなど、青少年健全育成活動の充実を図ります。

Ⅳ 「スポーツ・レクリエーションに親しめるまちづくり」

①スポーツ施設機能の充実

スポーツ活動を通じて市民の交流が図られるように計画的な施設整備を行うとともに、市民ニーズに応じた施設の利活用を図ります。

②スポーツ・レクリエーション機会の充実

スポーツ・レクリエーション団体等への活動支援や地元指導者の確保・活用により誰もがスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくり、体力づくりや健康づくりを気軽に行うことができる機会の充実を図ります。

V 「豊かな心とふるさと意識を育むまちづくり」

①芸術文化活動の充実

市民が主体的に参加・実施する芸術文化活動が活発に展開されるよう、支援するとともに、芸術文化鑑賞機会の充実と新たな文化の創造を促進し、豊かな心の醸成を図ります。

②文化財・郷土資料の保存・活用

市民の協力を得ながら、文化財や郷土資料の発掘や適切な保護・保存に努めるとともに、これらの有効活用を図ることにより、郷土の歴史や文化が広く知られ、後世に大切に継承されるように努めます。